

(あて先) 各部課かい長

成田市長 小 泉 一 成

平成 28 年度当初予算編成方針

我が国の経済は、デフレ状況を脱却し、良好な状況に達しつつある。この背景として、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策の一体的推進により、マクロ経済環境が大きく転換し、企業や家計のマインドが大きく変化したことが挙げられる。企業収益の改善が雇用・所得環境の改善に結び付き、消費や投資の拡大に結び付く「経済の好循環」が生まれ、景気を前向きに進めるメカニズムとなりつつあり、マクロ面からみてもミクロ面からみても、1990 年代初頭のバブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。実質成長率は平成 25 年度の 2.1%の後、平成 26 年度は消費税率引上げの影響等から、マイナス 0.9%となったが、先行きについては、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。

こうしたなかで、国の財政状況については、急速な高齢化の進展による社会保障関係費等の増大により歳出が経済成長を上回る早さで伸び続けていることに加え、長期にわたる景気の低迷や減税等の影響により税収は伸び悩み、近年では歳入の半分を借金に依存せざるを得ない状態が恒常的に続いている。このような状況下で、債務残高はGDPの約2倍程度にまで膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、引き続き極めて厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することは、国家財政としての重要課題である。

一方、本市では、平成 27 年度の財政力指数が 1.259、平成 26 年度決算における経常収支比率が 81.8%となるなど各種財政指標において、引き続き、財政運営の健全性が保たれていることを示している。しかしながら、今後の財政状況を考えると、歳入では、市町村合併の特例措置が期限を迎え、普通地方交付税が平成 28 年度から段階的に縮減されることに加えて、市税については、個人市民税や固定資産税で増加が見込まれるものの、法人市民税では交付税原資化の影響による減収等もあり、経常一般財源全体としてみた場合、堅

調な増加傾向ではあるが、大幅な増収を見込めるまでには至らない。

また、歳出面では、扶助費、公債費といった義務的経費や、道路、橋りょう、学校などの公共施設の維持・更新経費の増大が見込まれるほか、国家戦略特別区域において新設が事実上認められた医学部の誘致、少子高齢化対策、空港と周辺地域の継続的な発展と騒音対策の充実、東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えたスポーツツーリズムの推進など、本市が取り組むべき課題が山積していることから、市民ニーズを的確に把握し、無駄のない行政サービスの提供に努め、最小のコストで最大の効果を上げることを基本方針とする行政経営を行う必要がある。

平成 28 年度を初年度とする次期総合計画では、「住んで良し、働いて良し、訪れて良しの生涯を完結できる空の港まち なりた」を将来都市像とし、「若者や子育て世代に魅力のあるまちづくり」、「医療・福祉の充実したまちづくり」、「空港と共に発展するまちづくり」の 3 つの柱を掲げ、まちづくりを進めるうえで、特に重点施策として進めるべき方向性を示しているが、予算編成においては、これらの方向性に沿った事業を中心に、選択と集中により、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することとし、あわせて、より一層の経費節減に努めることはもとより、公平な受益と負担の実現、経済活力の創出及び地方創生につながる施策を積極的に進めることで、これまで構築してきた健全な財政基盤を維持しながら、本市が将来にわたり持続的に発展を続けていくことを主眼に置くものとする。

1 総括事項

(1) 年間予算の編成

予算編成に当たっては、国及び県、経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき、予定される歳入歳出を的確に把握し、関係部課と密接な連絡を図りながら年間予算の編成を行うこと。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係費等緊急なもの又は当初予算編成の段階で特に協議したもののほかは行わない方針である。

(2) 現行行財政制度による編成

国の予算、地方財政計画等が決定されていないため、原則として現行行財政制度に基づき編成する。

ただし、国の政策決定がなされたものや、国及び県の予算案等が判明したものにつ

いては、予算編成途中で修正する。特に、歳入における補助負担金の新設や削減、廃止等、また、歳出における扶助費等の新設については、国及び県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。なお、条例等制度の改正が前提となるものについては、予算編成と並行して庁議等に諮ること。

(3) 次期総合計画との整合

現在策定中である次期総合計画との整合を図りながら、将来都市像の実現に向けて積極的に取り組むこと。平成 28 年度の計上事業については、予算編成において確定し、当該計画にフィードバックするものである。

(4) 行政評価等の反映

実施計画の策定作業と同時に実施した行政評価における事務事業評価及び市民満足度調査の結果と整合させること。

なお、議会及び監査委員からの意見については、これを十分に参酌し、早期に対応すべきものについて計上すること。

(5) 行政改革大綱等の予算編成への活用

「成田市第 5 次行政改革大綱」に示された基本的な考え方にに基づき、成田市行政改革推進計画に計上された取組事項の進捗状況を検証するとともに、新たな財源確保や経費の削減に積極的に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政経営に努めること。

(6) 経常的経費に係る予算編成権とインセンティブ措置

経常的経費に属する事業費については、各部局に配当するので、部局長のリーダーシップの下、PDCAサイクルを念頭に置き、各事務事業について、必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる角度から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うものとする。

また、各部局に配当した経常的経費に係る一般財源を削減し、その財源を新規事業又は拡充に充てる場合は、その事業に係る予算額を優先的に措置するものとする。

(7) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い、経営の合理化と経費の節減に努めるとともに、財源の確保を積極的に図り、一般会計からの繰入れについては、その繰出基準の範囲内とすることを基本とする財政運営の確保を図ること。

2 重点施策

次期実施計画を踏まえ、目指すべき将来都市像である

「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」
の実現に向けて、平成 28 年度の重点施策は次のとおりとする。

(1) 国家戦略特区の推進による新たな都市構想の実現

東京圏国家戦略特別区域における、本市への医学部新設が事実上認められたことにより、施設整備に係る経済効果、教職員・学生の流入に伴う消費効果、地域医療に対する貢献、医療関連産業の集積など、多くの面でまちづくりへの好影響が期待される。

こうした様々な効果を活かし、本市が将来にわたり持続的に発展していくために、医学部及び附属病院の誘致を進め、国際医療学園都市構想の実現を図る。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉環境の充実

誰もが住み慣れた地域で、共に支え合って生活する社会を実現するために、生活困窮者に対する自立相談支援や住居確保給付金の支給、高齢者の生きがいづくりや地域包括ケア体制及び介護予防・生活支援の充実、障がい者の地域生活に対する支援など、持続可能な社会保障制度のもとできめ細かな福祉サービスの提供に努める。また、引き続き、高齢者の移動手段の確保や障がい者の雇用促進等に取り組む。

(3) 安心して子どもを産み、子育てができる環境づくり

「子ども・子育て支援新制度」に基づく取組を推進することにより、幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての支援や質の向上を進めるとともに、施設整備に対して補助し、ソフト、ハードの両面から、待機児童の解消を図ることで、安心して子どもを産み、子育てができる環境をつくる。

(4) 空港周辺地域の生活環境の整備充実

成田空港の機能強化を見据え、騒音、環境対策、地域共生策などに十分配慮しながら、共同利用施設や騒音地域集会所等の維持管理、情報格差の解消など、空港周辺地域の生活環境を改善するための事業に取り組む。

(5) 観光のまち成田の魅力発信と地域経済の活性化

(仮称) 成田伝統芸能まつりの開催、市川海老蔵丈の成田市御案内人就任など、「観光のまち成田」の魅力を発信する。また、農業者及び畜産業者支援の充実、輸出促進の拠点機能も含む市場整備の推進など、地域の特性を活かした地域経済の活性化に取り組む。

(6) 東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えたスポーツツーリズムの推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催という好機を逃すことなく、本市の一層の発展につなげるため、オリンピック、パラリンピックのほか、ラグビーワールドカップ合宿の誘致を積極的に進めるなど、スポーツツーリズムを推進し、市内への観光誘致や経済振興に結び付ける。

(7) 次代を担う子どもたちが学ぶ教育環境の整備

大栄地区における学校適正配置の取組を推進するとともに、学校施設の大規模改修やトイレの洋式化、ICT教育の充実を進め、子どもたちにとって良好な教育環境を整備する。

3 個別的事項

予算見積書の作成に当たっては、総括的事項及び重点施策を踏まえたうえで、次に掲げる個別的事項に留意すること。

なお、経常的経費については、各部局を単位として配当額を提示するので、各部局の権限において、優先順位付けによる取捨選択及び創意工夫に努め、これを限度として編成するものとする。

(1) 歳入に関する事項

① 市税

税制改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、交付金

国の予算編成状況と地方財政計画の策定の方向を見極めて、的確な収入見込みを計上すること。

③ 国庫支出金、県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上すること。

また、国及び県の動向を注視し、制度の創設、拡充、縮減、廃止等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行うものとする。

④ 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

総体的に住民サービスの向上を図るためには、受益者に応分の負担を求めることは、重要な要素であることを十分に認識し、住民負担の公平性の確保の観点と受益者負担の原則に立って、関係事務事業費の動向に即応して見直しを行い、公正な費用負担の確保に努め、見直し後の年間収入見込額を計上すること。

また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

⑤ 市債

市債の活用に当たっては、適債性、将来の財政負担を十分検討のうえ、基礎的財政収支を意識して見積りを行うものとする。

⑥ その他

零細又は捕捉困難な収入についても、なおざりにすることなく収入の増加に努めること。また、市が所有している財産の有効活用、不要な物品の売却、あるいは広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の徹底的な見直しを行い、“最小の経費で最大の行政効果”を挙げることを目標とすることはもとより、公と民の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないかなど改めて検証を行い、執行経費の公平性、透明性に十分留意のうえ計上すること。

① 人件費

職員の適正な配置及び事務の簡素化、合理化を推進すること。

② 物件費等

旅費や物件費等の消費的経費については、徹底的に事務の洗い直しを行い、その

削減に努めること。

旅費 ……………	全国的なものは、原則廃止。審議会等の視察は、必要最小限度を旨とし、隔年、日帰りを原則とする。
消耗品・備品等 ……………	物品の調達に当たっては、グリーン購入に努めること。また、課内で物品を使用しなくなった時は、部内あるいは庁内に情報を発信し、リユースに努めること。
食糧費 ……………	必要性を再検討のうえ、削減に努めること。
図書・追録・新聞等 ……	パソコンの普及に伴いインターネットを最大限に活用することにより情報収集に努め、図書、追録、新聞等あらゆる面において再検討し、削減すること。
維持管理委託 ……………	施設・設備の長寿命化を図るため、日常の保守管理に必要な委託項目をチェックし、仕様を検討すること。

③ 維持補修費

保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

④ 補助金、負担金

補助金及び負担金については、改めて公益性を考査し、既に目的を達したものの、効果が少ないもの等については、積極的に整理を行い、他のものについても時限等を設けるなど、自主性・自立性を尊重する観点から、全般にわたり抜本的な見直しを行うこと。

また、各種団体に対する運営費補助金については、収益を上げることが目的とするものではないことを改めて認識し、繰越金等、その団体の収支状況を的確に把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。

なお、負担金は、原則として各負担金審議会の承認を得たものののみ計上すること。

⑤ 補助事業

国、県、市間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担の解消については、積極的に関係機関に働きかけ、財政秩序の確立に努めること。また、国及び県からの委託事業については、委託金の範囲内で賄うことを原則とする。

⑥ 投資的経費

次期総合計画における計画事業を計上し、事業費の精査を図ること。